

高等学校芸術科（書道）の指導における I C Tの活用について

新学習指導要領とICTの効果的な活用

書道においては、用具・用材の特質・特性を体感したり、実物と直接向き合ったりする学習活動と、ICTを活用する学習活動とを、学習内容やその段階に応じて適切に関連付けながら、効果的に指導できるよう工夫することが重要である。

「A表現」では、「B鑑賞」との関連を図る上で、コンピュータやプロジェクタ、大型モニター等の機器や画像・映像教材を有効に活用することが求められる。

範書の提示に広く活用される実物投影機(OHC)については、レンズ部の高さや、運筆における筆などの動きをスムーズに映す機能などに課題もあり、機器の機能や選択に留意する必要がある。

映像撮影機器やタブレット型のコンピュータを活用し、生徒の制作過程を撮影し、クラス内での共有や対話を通して相互に考えを深める活動や、生徒の作品を撮影・記録・蓄積し、学習成果やその変容の比較・検証に主体的に取り組めるポートフォリオは、書道におけるICT活用の好例と言える。

映像撮影機器を活用し、運筆での自身の筆などの運動を分析的に捉えたり振り返ったりすることは、書の重要な特性である運動性や時間性について主体的に深く考える上で有効である。

「B鑑賞」では、情報通信ネットワークを活用した調べ学習の他、「A表現」との関連を図る上で、映像機器や画像・映像教材を有効に活用することが求められる。「A表現」での生徒の制作過程及び作品の画像や映像を取り上げて生徒の作品の固有の価値について考えさせたり、実物と直接向き合えない古典や名筆、鑑賞の方法や場を考える上での教材となる展示物や建築様式等について、美術館、博物館等のWeb ページ掲載の画像を活用したりするなど、今次改訂で示した鑑賞活動の幅に対応した工夫が求められる。

高等学校芸術科(書道)の指導におけるICTの活用例

自身の制作過程での運筆の動画を撮影



記録・蓄積

全体で共有し、意見交換・相互批評



共有・対話・交流

自身の作品を撮影



自身の制作過程の動画、教員の示範動画を活用した学習



思考・判断
主体的取組

ICTを活用することで・・・

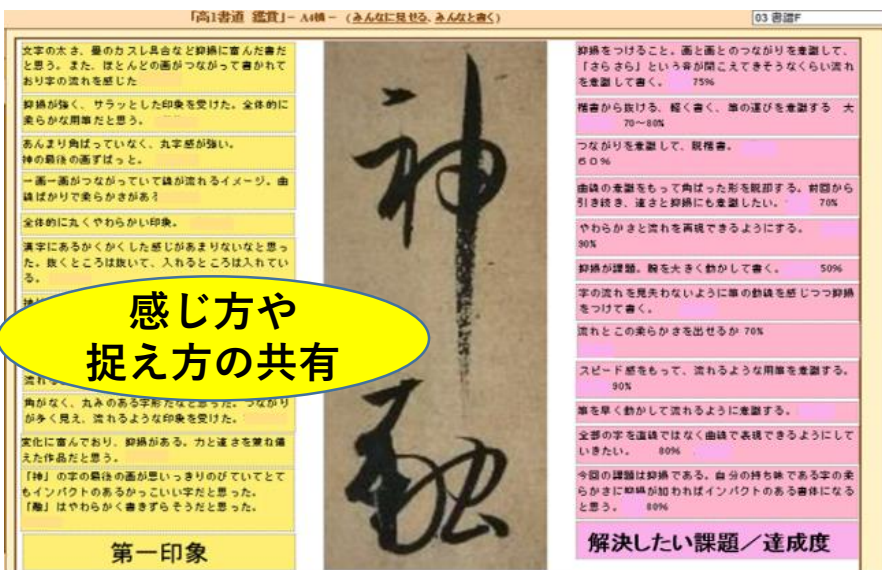
制作過程における運筆、筆などの運動を記録・蓄積し、客観視したり、ポートフォリオとして学習成果や変容の比較・検証に主体的に取り組むことに有効。

※一人1台のカメラ付きのタブレット型コンピュータ等が必須。

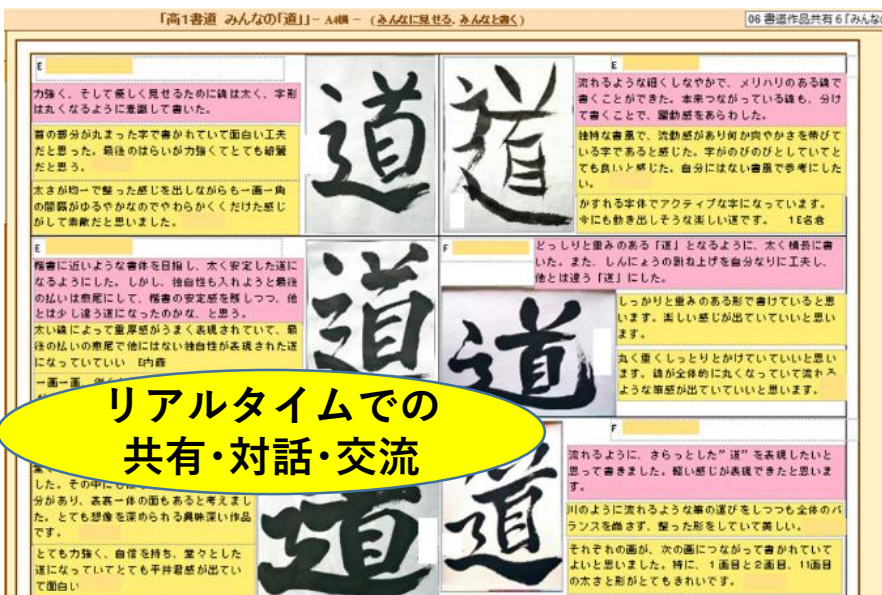
記録した動画や画像をクラス全体で共有（鑑賞）し、意見交換や相互批評等の言語活動を、全体での対話・交流へと充実・発展させるのに有効。

高等学校芸術科(書道)の指導におけるICTの活用例

感じ方や捉え方の共有、個々に設定した課題の共有

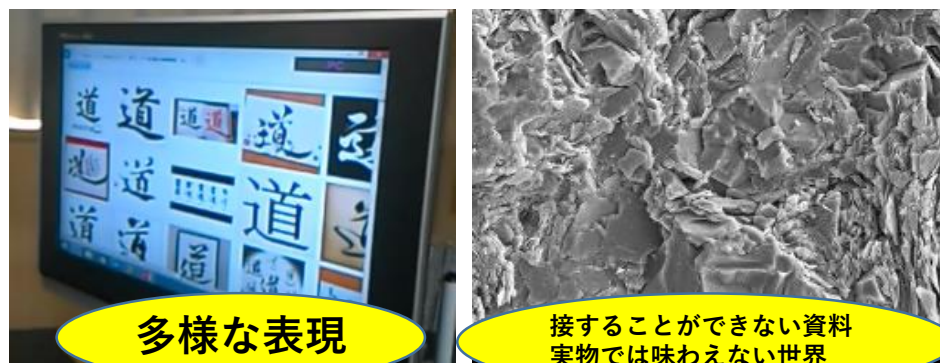


意見交換・相互批評（ICTを活用した言語活動）



インターネットの活用

碲面の電子顕微鏡拡大画像



インターネットを活用した表現（創作）活動



ICTを活用することで・・・

リアルタイムでの共有・意見交換が可能。
生徒個々の個性や創造性に応じた学習に有効。

高等学校芸術科(書道)の指導におけるICTの活用例

生徒を教卓回りに集めての直接示範



ICTの利点を
生かした転換



書の特質・特性に
応じた工夫(併用)

師範動画を大型提示装置に提示，学習者用コンピュータへ配信



ICTを活用することで・・・

自身の学習過程・思考過程はもちろんのこと，教師による個人および集団に対する指導を，**生徒個々のペース**で振り返り，**繰り返し確認**することで，自らで**思考を深め**ながら学習を進めることが可能。

運筆・線質に関わる指導内容（**遅速・緩急・抑揚・呼応等**）への理解を，生徒が**主体的**に深めることが可能。

書道の学習で重要な**運動性や時間性**について，スロー再生等の機能を使って理解を深めることが可能。

書道におけるICT活用上の留意点

ICTによる画像や動画では，**書の多様な美や書の特質・特性**に大きく関わる**筆者の性情，呼吸，息づかい等**は伝えづらい。

ICTの利点を生かし，従来の指導・学習の方法と併用するなど，**書の特質・特性**に応じたICTの有効活用の工夫が必要。

参 考 資 料

これからの社会を生きる全ての子供たちに求められる 資質・能力の育成における芸術教育の意義とICTの活用

人格の完成を目指す豊かな感性や創造性の涵養と Society5.0時代に向けた社会の創造

・これからの社会に必要な資質・能力の育成

- ・「豊かな感性や想像力等を育むことは、あらゆる創造の源泉となるものであり、芸術系教科等における学習……を充実させていくこと」(H28年12月21日中教審答申)
- ・「次代を切り拓く子供たちには、……教科固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、……対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要」(H31年4月17日中教審諮問)
- ・「教育におけるSTEAMやデザイン思考の必要性」,「実体験を通じて醸成される豊かな感性や、多くのアイデアを生み出す思考の流暢性、感性や知性に基づく独創性と対話を通じて更に世界を広げる創造力、苦心してモノを作る上げる力……が重要」(H30年6月5日 Society5.0に向けた人材育成)
- ・「特定分野に特異な才能を持つ者や障害のある者を含む特別な配慮を要する……児童生徒一人一人の能力、適性等に応じた指導の在り方」(H31年4月17日中教審諮問)

・心豊かな社会を形成する我が国の文化芸術活動の一層の充実

- ・文化芸術は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するもの、また、世界の平和に寄与するなどの本質的及び社会的・経済的価値を有している。(H30年6月5日 Society5.0に向けた人材育成)
- ・「本物の芸術に触れる鑑賞の活動等を充実させる観点からは、博物館や美術館、劇場等との連携を積極的に図っていくことも重要」(H28年12月21日中教審答申)

全ての子供たちに必要な資質・能力の育成を目指す 芸術系教科等の新しい学習指導要領

・豊かな感性や創造性を育み、実社会での課題解決につながる 資質・能力の育成

児童生徒一人一人の表現及び鑑賞の学習活動のプロセスを一層重視し、芸術系教科等の見方・考え方を働かせ、三つの柱(「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」)で整理された資質・能力の育成とともに、豊かな感性や、新しい意味や価値をつくりだす創造性を育む学びを展開する。

育成すべき資質・能力を三つの柱で示すとともに、表現及び鑑賞に共通に働く資質・能力である〔共通事項〕を位置付け、芸術教育の本質に向かうための、芸術系教科等の特質に応じた物事の見方や考え方を働かせ、それぞれの資質・能力が総合的に働くよう目標や内容を整理。

・芸術系教科等におけるICT活用のポイント

- 表現及び鑑賞の活動を通して、感性や創造性を豊かにし、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を育むことを目指す授業改善の手段として、ICTを積極的・効果的に活用することが重要。
- 実際に見る、聴く、触れるなどの身体感覚を働かせて学習する活動とICTを活用する活動を、学習のねらいに応じて教師が見極めて、適切かつ効果的に活用することが重要。

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	第7節 芸術 第2款 各科目 第1 音楽Ⅰ（Ⅱ・Ⅲにも同様の記載あり） 3 内容の取扱い (11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに，必要に応じて，音楽に関する知的財産権について触れるようにする。また，こうした態度の形成が，音楽文化の継承，発展，創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。

ICTの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	第4 美術 I 2 内容 A 表現 (3) 映像メディア表現 映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想 (7) 感じ取ったことや考えたこと、目的や機能などを基に、映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。 (1) 色光や視点、動きなどの映像表現の視覚的な要素の働きについて考え、創造的な表現の構想を練ること。 イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能 (7) 意図に応じて映像メディア機器等の用具の特性を生かすこと。 (1) 表現方法を創意工夫し、表現の意図を効果的に表すこと。 B 鑑賞 (1) 鑑賞 鑑賞に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 美術作品などの見方や感じ方を深める鑑賞 (7) 映像メディア表現の特質や表現効果などを感じ取り、作者の心情や意図と創造的な表現の工夫などについて考え、見方や感じ方を深めること。 3 内容の取扱い (9) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、美術に関する知的財産権や肖像権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、美術文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	第5 美術Ⅱ 2 内容 A 表現 (3) 映像メディア表現 映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想 (ア) 自然や自己，人と社会とのつながりなどを深く見つめ，映像メディアの特性を生かして主題を生成すること。 (イ) 映像表現の視覚的な要素などの効果的な生かし方について考え，個性豊かで創造的な表現の構想を練ること。 イ 発想や構想をしたことを基に，創造的に表す技能 (ア) 主題に合った表現方法を創意工夫し，個性豊かで創造的に表すこと。 3 内容の取扱い (3) 内容の取扱いに当たっては，「美術Ⅰ」の3の(3)から(10)までと同様に取り扱うものとする。

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	第6 美術Ⅲ 2 内容 A 表現 (3) 映像メディア表現 映像メディア表現に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 映像メディアの特性を踏まえた発想や構想 (ア) 映像メディアの特性を生かして独創的な主題を生成し、主題に応じた表現の可能性や効果について考え、個性を生かして創造的な表現の構想を練ること。 イ 発想や構想をしたことを基に、創造的に表す技能 (ア) 主題に合った表現方法を追求し、個性を生かして創造的に表すこと。 3 内容の取扱い (2) 内容の取扱いに当たっては、「美術Ⅰ」の3の(3)から(10)まで、「美術Ⅱ」の3の(1)と同様に取り扱うものとする。

I C Tの活用についての学習指導要領における主な記述

教科等	学習指導要領における記述
高等学校芸術 (音楽,美術,工芸,書道)	第7 工芸 I (Ⅱ・Ⅲに同様の記載あり) 3 内容の取扱い (8) 創造することの価値を捉え、自己や他者の作品などに表れている創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、工芸に関する知的財産権などについて触れるようにする。また、こうした態度の形成が、工芸の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮するものとする。 第10 書道 I (Ⅱ・Ⅲに同様の記述あり) 3 内容の取扱い (11) 自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、必要に応じて、書に関する知的財産権について触れるようにする。また、こうした態度の形成が、書の伝統と文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮する。 第3款 各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い 2 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。 (1) 内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっては、学校の実態に応じて学校図書館を活用すること。また、コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、表現及び鑑賞の学習の充実を図り、生徒が主体的に学習に取り組むことができるように工夫すること。